**岐南町介護予防・日常生活支援総合事業の請求について**

**資料５**

令和3年4月1日

|  |
| --- |
| **岐南町の介護予防・日常生活支援総合事業の請求については、平成２９年４月サービス以降回数制も導入しておりますが、改めて下記のとおりとなっておりますので、****利用者に対し十分に説明し同意のもと適正な請求を行って下さい。** |

**総合事業サービスについて**

（１）基準

注　意

総合事業の場合、岐南町の被保険者の方のサービス利用分は、町外の施設を利用しても、単価は１０円となります。

　　　以前の予防給付と同じ

（２）１単位あたりの単価及び単位

　①１単位あたりの単価

以前の予防給付と同じ

注　意

「1回あたり単位」については、下記の表のとおり、利用回数に制限があります。

例えば、要支援１で、毎週１回通所に通いたい希望がある場合、５回の月と４回の月があるため、５回の月は月単位、４回の月は回数単位を選択してください。

　　　　・訪問介護・・・１０円

　　　　・通所介護・・・１０円

　　　②単位

以前の予防給付と同じ（国の定める単価）

加算等も予防給付と同じ

**※ただし、以前の予防給付は１月あたりの単価設定のみであったが、総合事業では、**

**各規定の回数以内である場合は、原則※として回数単位での算定方法で請求することとする。**

**※　なお、利用者の都合により月単位で請求することとなった場合は、その理由をケアプランに明記して下さい。**

**○訪問型サービス費**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスコード | サービス内容 | 算定項目 | 単位数 | 算定単位 |
| 種類 | 項目 |
| A2 | 1111 | 訪問型サービスⅠ | 事業対象者要支援１・２ | 週１回程度 | 1,176単位 | １月につき |
| A2 | 1211 | 訪問型サービスⅡ | 週２回程度 | 2,349単位 |
| A2 | 1321 | 訪問型サービスⅢ | 事業対象者・要支援２ | 週２回を超える程度 | 3,727単位 |
| A2 | 2411 | 訪問型サービスⅣ | 事業対象者・要支援１・２（１月の中で全部で４回まで） | 週１回程度 | 268単位 | １回につき |
| A2 | 2511 | 訪問型サービスⅤ | 事業対象者・要支援１・２（１月の中で全部で５回から８回まで） | 週２回程度 | 272単位 |
| A2 | 2621 | 訪問型サービスⅥ | 事業対象者・要支援２（１月の中で全部で９回から１２回まで） | 週２回を超える程度 | 287単位 |

**○通所型サービス費**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスコード | サービス内容 | 算定項目 | 単位数 | 算定単位 |
| 種類 | 項目 |
| A6 | 1111 | 通所型サービス１ | 事業対象者・要支援１ | 1,672単位 | １月につき |
| A6 | 1121 | 通所型サービス２ | 事業対象者・要支援２ | 3,428単位 |
| A6 | 1113 | 通所型サービス１回数 | 事業対象者・要支援１（１月の中で全部で４回まで） | 384単位 | １回につき |
| A6 | 1123 | 通所型サービス２回数 | 事業対象者・要支援２（１月の中で全部で８回まで） | 395単位 |

|  |
| --- |
| ●　要支援 2 の人が週 1 回程度の通所介護サービス利用で、回数制を選択した場合、サービスコードはどれを使えばいいのですか？ |
| Ａ6　1123　通所型サービス 2 回数で算定します。通所介護については、要支援区分でサービスコードが分かれます。事業対象者の人は、月の全部の利用回数でサービスコードが分かれます。（例）・要支援 2 の人が週 1 回程度の利用で回数制を選択した場合「Ａ6　1123 通所型サービス 2 回数」の単位に利用した回数をかける・要支援 1 の人が月 2 回の利用で回数制を選択した場合「Ａ6　1113 通所型サービス 1 回数」の単位に利用した回数をかける・事業対象者の人が下記の回数利用した場合月の利用が全部で4回まで 　　「Ａ6　1113　通所型サービス1回数」月の利用が全部で5回から8回まで「Ａ6　1123　通所型サービス2回数」 |

**利用者負担**

介護給付の利用者負担と同じ（原則１割、一定所得以上は２割もしくは３割）

**利用限度額**

要支援１・事業対象者　　５，０３２単位

要支援２　　　　　　　１０，５３１単位

○指定事業者のサービスを利用する場合のみ、給付管理を行います。

○予防給付と総合事業（現行相当）を一体的に給付管理します。

**適用開始時期**

令和３年５月請求分（４月サービス提供分）より

**高額総合サービス費**

指定事業者によるサービス（現行相当）は、高額介護サービス費相当の対象となります。

高額合算サービス費相当についても同様とします。

**生活保護の介助扶助**

今回の介護保険法の改正に合わせて、生活保護法の改正が行われ、総合事業の利用者についても介助扶助が行われます。手続きは、予防給付と同じです。

**契約書・重要事項説明書について**

新総合事業に移行することで、契約書や重要事項説明書が変更されることになります。

ただし、岐南町では予防給付から総合事業に移行する方で、利用内容や料金に変更がない場合は、利用者保護の視点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、変更内容を記載した説明書に「事業者」「利用者」共に署名をしていただき、説明を行った日時、方法、対象者を明確に記した記録を残しておくという形でも可能であると考えます。

|  |
| --- |
| **○　なお、事業所が「月額料金の利用者しか利用させない」という取り扱いは、基準条例において規定している「提供拒否の禁止」に違反していると考えます。** |

お問い合わせ先：岐南町役場　保険年金課　ＴＥＬ：０５８－２４７－１３４１（直通）